

## 家事事件申立手数料及び予納郵便切手一覧表（後見関係事件を除く）

大阪家庭裁判所

事件の種類	事件名	印紙	郵便切手	内訳
調停事件 別二事件	一般調停、別二調停、寄与分審判	1200円	1440円	180円×1、110円×5、100円×2、50円×5、20円×5、10円×10、5円×10、1円×10 (遺留分侵害額(減殺)請求調停は上記内訳×相手方数)
	別二審判(遺産分割・寄与分を除く)	1200円		500円×4、180円×1、110円×5、100円×4、50円×5、20円×10、10円×10 (当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、180円×1、110円×2、100円×2、10円×2を追加)
	277条調停	1200円	3480円	500円×4、180円×1、110円×5、100円×2、50円×5、20円×10、10円×10
	遺産分割(調停・審判)	1200円		当事者双方の合計が10名まで1名につき500円×2、110円×5、100円×6、50円×5、10円×10 (当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×5、100円×2、50円×5を追加)
別一事件	下記を除く別一事件(相続放棄、同期間伸長、遺留分放棄を含む。)	800円	550円	110円×5 ※堺、岸和田両支部は、事件名「氏の変更」については、1440円(内訳500円×2、110円×4)、事件名「死後離縁」については、1660円(内訳500円×2、110円×6)
	相続の限定承認	800円		110円×申述人の人数×4
	子の氏の変更	800円	330円	15歳未満の子については、人数にかかわらず110円×3 15歳以上の子については、1人あたり110円×3
	保護者選任	800円	330円	110円×3
	失踪宣告	800円	5400円	500円×2、350円×2、110円×30、50円×4、10円×20
	失踪宣告取消	800円	3850円	500円×2、350円×1、110円×20、50円×4、10円×10
	特別養子の①適格確認(※脚注参照)、②縁組成立、又は離縁	800円	4340円	500円×4、110円×20、50円×2、20円×2
	特別代理人選任	800円	880円	110円×8
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の宣告、推定相続人廃除	800円	4240円	500円×4、110円×18、50円×4、20円×2、10円×2
	遺言書検認	800円		110円×(5+相続人の人数×2)
	養子縁組、遺言執行者選任、同辞任	800円	1100円	110円×10 ※堺支部は、事件名「遺言執行者選任」及び「遺言執行者辞任」については1770円(内訳500円×2、110円×7)
	遺言確認、遺言執行者解任	800円	2650円	500円×2、110円×15
	戸籍訂正、就籍	800円	2650円	500円×2、110円×15
	性別の取扱いの変更	800円	1010円	350円×1、110円×6 ※堺、岸和田両支部は、2010円(内訳500円×2、350円×1、110円×6)
	市町村長の処分に対する不服申立て	800円	1690円	500円×2、110円×5、50円×2、20円×2
	遺留分の算定に関する合意の許可	800円		500円×(2+(2×申立人以外の推定相続人数))、110円×(6+(4×申立人以外の推定相続人数)) 5円×申立人以外の推定相続人数、1円×5
	児童福祉施設収容の承認、施設収容期間更新の承認(児福28)	800円	3690円	500円×4、110円×13、50円×4、20円×2、10円×2 (保護者2名以上の場合、1名増えるごとに追加500円×2、110円×2)
	引き続いての一時保護の承認(児福33)	800円	3690円	500円×4、110円×13、50円×4、20円×2、10円×2 (児童が2名以上の場合、15歳以上の児童1名増えるごとに110円×2を追加、保護者2名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×1、5円×1を追加)
別一事件 (財産管理)	相続財産管理人・清算人選任	800円	1550円	350円×1、110円×10、10円×10
	不在者財産管理人選任	800円	3400円	110円×20、100円×10、10円×20
	特別縁故者への相続財産分与	800円	3900円	500円×4、110円×10、100円×4、20円×10、10円×20
	権限外行為許可、財産管理人・清算人報酬付与	800円	110円	110円×1
	相続人捜索公告	800円	570円	350円×1、110円×2
雑事件等	移送申立て		1550円	500円×2、110円×5
	履行命令	500円	3100円	500円×4、110円×10
	間接強制、子の引渡実施決定	2000円	3750円	500円×4、110円×10、100円×4、50円×2、10円×15
	強制執行停止	500円		500円×4、110円×5、100円×2、10円×5(当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×2を追加)
即時抗告	別一事件：収入印紙1200円 別二事件：収入印紙1800円 原審の申立て手数料が不要：1000円	3550円	当事者双方の合計が2名まで 20円×5、10円×5 追加 2100円	500円×2、110円×15、100円×5、50円×5 500円×2、110円×6、100円×2、50円×3 20円×3、10円×3

※養親となるべき者が申し立てる場合、①の手数料は不要(②の800円のみ)。郵便切手は①②各別に4340円。

令和6年9月27日実施

審判前の保全処分 申立手数料及び予納郵便切手一覧表 (後見関係事件を除く)

大阪家庭裁判所

令和6年9月27日実施

事件名		印紙	予納郵便切手内訳
第1類型	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消、財産管理に関する指示及び指示取消	なし	1220円×1組、110円×当事者数
第3類型	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	なし	1220円×(親権者数+1)、180円×2枚、110円×15枚、 10円×10枚
第4類型	不動産仮差押 *	1000円	1220円×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は、1組で足りる。 (660円+590円)×登記所数 ※ 登録免許税が10万円を超えるときは、不足分(5万円ごとに23円)を追加 ※ 対象物件に滞納処分がある場合は、110円×滞納処分税務署数を追加
	債権仮差押 *	1000円	1220円×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は、1組で足りる。 1290円×第三債務者数 ※ 第三債務者に対し陳述催告を行う場合は、(590円+110円)×第三債務者数を追加
	動産仮差押 *	1000円	1220円×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は、1組で足りる。
	不動産処分禁止仮処分 *	1000円	1220円×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は、1組で足りる。 (660円+590円)×登記所数 ※ 登録免許税が10万円を超えるときは、不足分(5万円ごとに23円)を追加
	不動産占有移転禁止仮処分 *	1000円	1220円×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は、1組で足りる。
	【仮の地位を定める仮処分】 * 婚姻費用・養育費・扶養料仮払い 監護者指定・子の引渡し・仮分割の仮処分等	1000円	500円×4枚、180円×1枚、100円×2枚、(110円+50円)×5組、 (20円+10円)×10組 ※ 当事者が2名を超える場合には、1名増えるごとに、500円×2枚、180円×1枚、 110円×2枚、100円×2枚、10円×2枚を追加

注1) \*印は、相手方が1名増えるごとに1220円分の郵便切手を追加

注2) 児童福祉法28条の家庭裁判所の承認事件を本案とする「面会・通信の制限」事件 \* については、印紙:なし、郵便切手:1220円×2組、110円×10枚

事件の種類	事 件 名	印 紙	郵 券	内 訳
人事訴訟事件	離婚、離縁、婚姻無効、離婚無効等 認知、親子関係不存在等 損害賠償(人事訴訟に関連するものに限る。)		6150円	500円×8 110円×10 100円×5 50円×5 20円×10 10円×10 ※ 被告が1名増えるごとに、2440円の郵便切手を追加 (内訳) 500円4枚・110円4枚
保全命令申立事件	不動産仮差押	2000円		1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) (590円+590円)×登記所数
	(滞納処分あり)			110円×滞納処分税務署数
	債権仮差押	2000円		1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) 1290円×第三債務者数
	(陳述催告付)			(590円+110円)×第三債務者数
	自動車仮差押	2000円		1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) (660円+590円)×登記所数
	動産仮差押	2000円		1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額)
	不動産処分禁止仮処分	2000円		1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) (590円+590円)×登記所数
担保取消申立事件	不動産占有移転禁止仮処分	2000円		1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額)
	勝訴判決確定、請求認諾、勝訴的和解・調停		1330円	1220円+110円(債務者1名増えるごとに1220円を増額)
	裁判外における担保権利者の同意、 裁判上の和解・調停における同意		220円	110円×2
	権利行使催告		2550円	(1220円+1220円)+110円(債務者1名増えるごとに(1220円+1220円)を増額)

## 後見事件申立手数料及び予納郵券一覧表

令和6年10月実施

大阪家庭裁判所後見センター

事 件 名	収入印紙			予納郵券(郵便切手)	
	申立手数料	登記用	合 計	内 訳	
後見開始	800円	2,600円	4,500円 (※1)	500円×2枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚 (※1 候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加)	
保佐開始・補助開始 (※2 「同意を要する行為の定め」、「代理権付与」の申立てを同時にする場合は、収入印紙(申立手数料)を各800円加算(どちらかのみは800円を加算、両方の場合は1600円を加算)	800円 (※2)	2,600円	5,500円 (※3)	500円×4枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚 (※3 候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加)	
任意後見監督人選任(新規)	800円	1,400円	4,500円	500円×2枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚	
未成年後見人選任及び辞任	800円	なし	4,500円 (※4,5)	500円×2枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚 (※4 候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加) (※5 選任の申立てを行う場合(辞任とともにを行う場合も含む。)は、候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加)	
成年後見人・保佐人・補助人の各辞任許可 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人の各辞任許可 保佐人・補助人の同意を要する行為の定め 保佐人・補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与	800円	1,400円			
成年後見人・保佐人・補助人の各選任及び各解任 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人の各選任及び各解任 保佐人・補助人の同意を要する行為の定めの取消 保佐人・補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与の取消 後見開始・保佐開始・補助開始の各取消	800円	なし			
居住用不動産の処分許可	800円	なし		110円	110円×1枚
成年被後見人の死亡後の死体の火葬等に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	800円	なし		110円	110円×1枚
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託	800円	なし	1,440円 (※6)	500円×2枚、110円×4枚 (※6 嘱託先が1か所増すごとに郵券110円×1枚追加)	
成年後見・未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長、管理計算の期間の伸長 報酬付与(※7 財産管理者からの申立ての場合は手数料(印紙)不要)	800円 (※7)	なし	110円	110円×1枚	
特別代理人・臨時保佐人・臨時補助人の各選任 保佐人・補助人の同意に代わる許可	800円	なし	1,150円	110円×10枚、10円×5枚	
保全処分	後見命令	なし	1,400円	3,000円	500円×2枚、110円×15枚、20円×15枚、10円×5枚
	保佐命令・補助命令 後見命令・保佐命令・補助命令の各取消 成年後見人等の職務執行停止、職務代行者選任及び取消	なし	1,400円	4,000円	500円×4枚、110円×15枚、20円×15枚、10円×5枚
	財産管理者の選任及び選任取消、事件関係人に対する指示及び指示取消 (※8 後見・保佐・補助各命令と同時申立ての場合、この1,250円の予納は不要です。)	なし	なし	1,250円 (※8)	110円×10枚、20円×5枚、10円×5枚